

「西松事件の時から検審は架空議決をしていた!？」

小沢一郎氏に対する起訴議決が違法な議決でしかも審査員が存在しなかったことは99%間違いないと思います。

しかしこの検審のおかしさは小沢氏の一件だけではありません。元を辿ればあの西松事件に遡ります。

あの時既におかしな議決が行われていました。当時検察は全く問題にしなかった自民党二階氏に対する西松側からの献金。市民団体が検察に告発して不起訴にしました。

問題はその後その市民団体が検審に申し立てをしました。結局検審は二階派会計責任者泉信也参院議員を不起訴不当にしました。この議決には大きな疑問があります。

「疑問1」「申し立てからたった二週間で議決」

検察が不起訴にしたのが09年6月1日。その後検審に申し立てをして議決が出たのは09年6月16日。一体何回会議をしたのか。申し立てを受理してから11人の審査員を呼んで会議して議決をするのがたった二週間でできるとは思えません。この異例の速さに全国紙は全く触れていません。議決の結果を書いたのみです。最高裁が作った「検察

審査会Q&A」という紙には「会議は月平均1～2回」と書いてある。それでも毎日集まったのだろうか。あるいは週1乃至2回ぐらい会議をしたのだろうか。また審査員11人同じメンバーが集まるのは可能だろうか。補充員が出席したとしても急に都合よく揃うだろうか。更に補充員を会議に参加させるには手続が必要になっているが極めて短い期間でできたのか。等色々な疑問があります。

「疑問2」「議決が速かったのは時効が迫ってるから？」  
たった二週間で議決したことについて全国紙は何も疑問視していません。しかし地方紙の神奈川新聞は議決の異例の速さについて「時効」が迎えるためと解説してます。これは検察が二階氏の不起訴を発表した時に「時効を迎える」とコメントしたことと関係があるように思う。しかし検審の審査員が時効が迫ってるから、議決を速くしたり、更に不起訴不当の議決をするだろうか。元々法律が素人の審査員が時効について知っているのかも疑問です。殺人の時効は知っていても政治資金規正法の時効を知っているとは到底思えません。マスコミや国会議員も知らないのだから。

仮に審査補助員の弁護士が法律的な助言をしたとしても、なぜ献金をした西松の社長は起訴相当になって、受けた側の政治家は不起訴不当になるのだろうか。

「疑問3」「なぜ二階氏は起訴議決にならなかったのか」小沢氏が起訴議決された時「これが市民感覚」と豪語した。西松事件の二階氏のケースは明らかに市民感覚から大きく外れている。会計責任者だけでなく秘書も不起訴不当になっている。検察の不起訴を追認する内容になっている。果たして本当に一般市民の審査員が議決したのだろうか。

まだ政権交代前の自民党政権下でありそのことも関係しているのだろうか。検察の捜査では「証拠がない」として小沢氏の久保秘書以外は逮捕も起訴もしていない。

おまけに二階氏以外の自民党議員に対する献金については西松の社長は不起訴不当になっている。これも「時効」が理由になっている。政治資金規正法違反は3年が公訴時効となっている。これを理由に起訴議決をしないとしたら、小沢氏はなぜ起訴議決になったのか。小沢氏の案件は完全に時効が完成している。04年05年の収支報告書は3年

の時効のはずである。審査員が知らなかったというのか。  
少なくとも西松事件は時効を理由に不起訴不当にしている。  
いずれの議決も東京第3検察審査会が行っている。

09年5月改正検審査法が施行されてできたところで最初の案件が西松事件だった。これも議決に関係があるのだろうか。いずれにしても小沢氏の起訴議決疑惑以外にも疑いが存在する。

これはやはり法改正されて検審査の権限を強化してからおかしくなったといえるのではないだろうか。あるいは本当はもっと以前から問題は存在したのかもしれない。

全てが秘密のベールに包まれている検審査会。審査員が存在したか否かを確かめる術はない。恣意的にコントロールしようとするばいくらでもできるのは間違いないようである。法律上議決をするのは審査員になっているが、議決書を書くのは審査会になっている。従って唯一証拠として残るのは議決書しかない。これは法律の素人の審査員がいなくても十分書けるものです。

全て審査会事務局の意のままといえると思います。